

魚津市子ども・子育て支援事業計画骨子案についての検討資料

1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

国では、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を策定することが定められており（子ども・子育て支援法第 60 条）、また、市町村は国の定める基本指針に即して、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされています（子ども・子育て支援法第 61 条）。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画は、基本的に、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5 年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載します。

基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画において定めなければならない「必須記載事項」と、地域の実情に応じて定めることとする「任意記載事項」が規定されています。

市町村子ども子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

<市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する必須記載事項>

1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項
2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

<市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項>

1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

3 魚津市子ども・子育て支援事業計画の体系

■次世代育成支援魚津市行動計画

第1章 行動計画の策定にあたって

- 1 行動計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 行動計画の期間
- 4 行動計画の内容
- 5 行動計画策定のための組織

第2章 少子化の現状

- 1 国の少子化の現状
 - 2 本市の少子化の現状
- 資料（魚津市、富山県の人口に関するデータ）
- (1) 魚津市の人口と世帯数推移
 - (2) 魚津市の年齢3区分推移
 - (3) 魚津市の15歳以下の年齢別人口
 - (4) 魚津市の出生数年次推移
 - (5) 魚津市の合計特殊出生率推移
 - (6) 魚津市の平成21～26年の推計人口

第3章 行動計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本方針・施策目標

第4章 施策の展開

- 行動計画の施策の体系
- 基本方針1 子育てを支える地域をつくる
 - 基本方針2 母と子の健康を支える
 - 基本方針3 子どもの生きる力を育む
 - 基本方針4 安心して子育てできる街をつくる
 - 基本方針5 子育てと仕事の両立を支える
 - 基本方針6 子どもと親の生活を支える

資料編

■（仮称）魚津市子ども・子育て支援事業計画

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の法的根拠と位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 策定体制

第2章 魚津市の子ども・子育てを取り巻く現状

- 1 統計による魚津市の状況
- 2 意識調査結果の概要
- 3 魚津市次世代育成支援行動計画（後期）の評価
- 4 現状・課題のまとめと今後の方向性

第3章 計画の基本理念と施策の展開

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本方針・施策目標
- 3 施策体系

第4章 施策の展開

- 【必須記載事項】
- 【任意記載事項】

第5章 成果指標の設定

第6章 幼稚園・保育園の規模適正化

- ・地区ごとの施設の状況
- ・施設再編の方向性

第7章 推進体制

- (1) 計画の推進に向けて
- (2) 家庭での行動目標
- (3) 地域・事業所等での行動目標

資料編

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

以下、未定稿です。

わが国の出生数は年々減少しており、少子・高齢化が進んでいます。一方で、経済状況や女性の社会進出の拡大を背景に、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増加しており、都市部では多くの待機児童が存在しているなど、低年齢時からの保育の必要性が高まっています。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民などから、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが困難な状況となっており、不安や困難を抱える保護者への包括的な対応が求められるなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。

本市は、平成21年度に「魚津市次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、市民、事業所、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。その一方で、少子化による保育所の統廃合や民営化の問題、また、女性の社会進出や共働きの増加による低年齢児保育ニーズの増大など、本市においても子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「魚津市次世代育成支援行動計画（後期）」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「魚津市総合計画」や、その他関連計画との整合を図り策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

4 策定体制

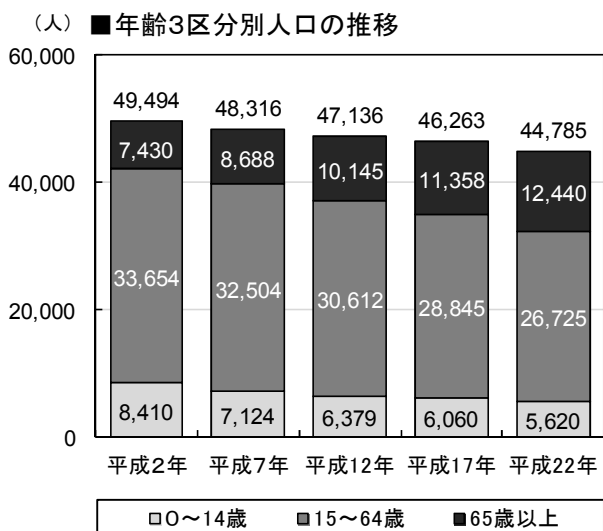
第2章 魚津市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計による魚津市の状況

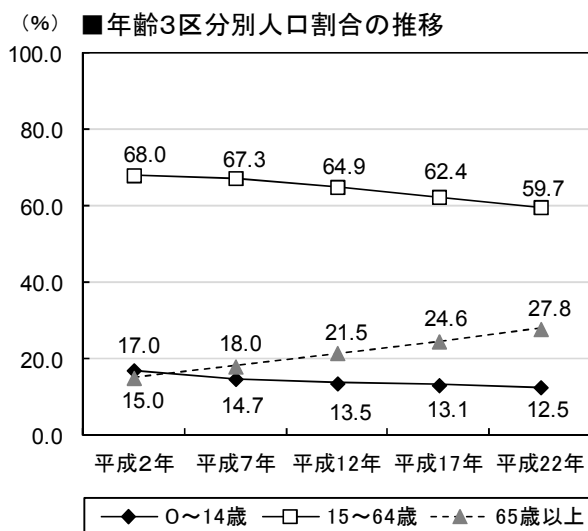
(1) 人口・世帯の状況

年齢3区分別人口の推移をみると、平成2年から平成22年にかけて、総人口は減少し続けています。年少（0～14歳）人口、生産年齢（15～64歳）人口が減少しているのに対して、高齢（65歳以上）人口は増加を続けており、平成22年で高齢化率（高齢者人口割合）は27.8%となっています。

人口ピラミッドをみると、いわゆる団塊の世代、団塊ジュニアの世代が多くなっているのに対し、20歳代の若い世代は少なく、今後の出生数の大幅な増加は見込めない状況です。

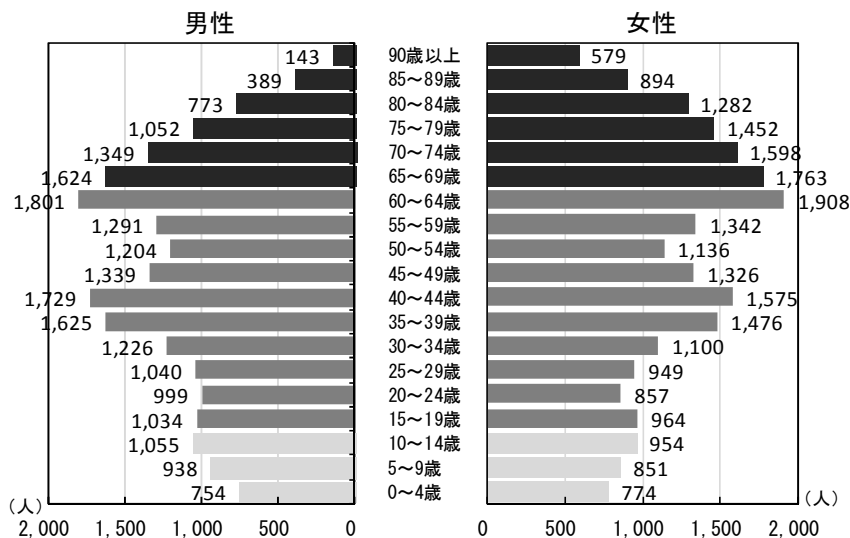


資料：国勢調査



資料：国勢調査

■ 人口ピラミッド(平成25年4月1日現在)

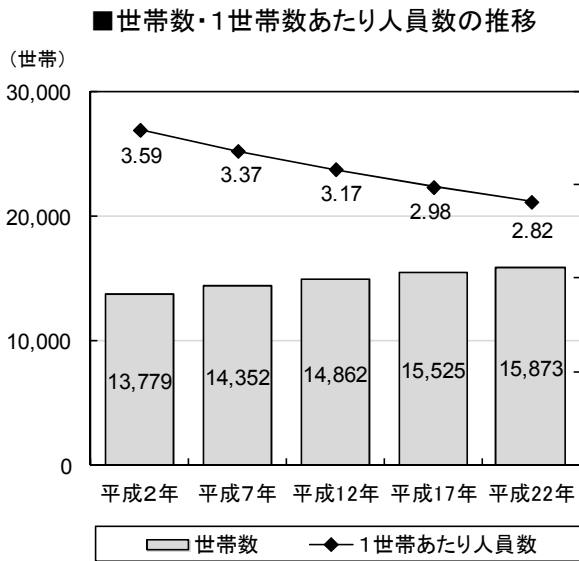


資料：住民基本台帳

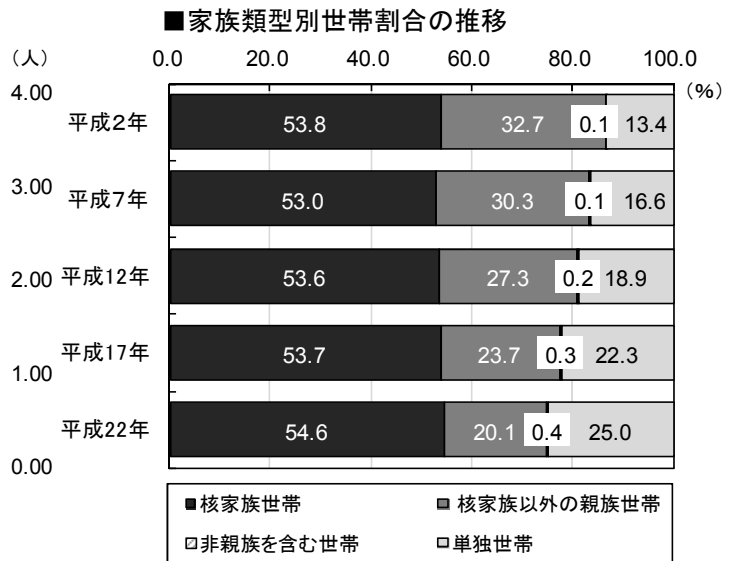
世帯数・1世帯あたり人員数の推移をみると、平成2年から平成22年にかけて、世帯数は増加し続けています。一方で、1世帯あたり人員数は減少しており、平成22年で2.82人となり、世帯規模が縮小していることがうかがえます。

家庭類型別世帯割合の推移をみると、単独世帯の割合が大きく増加している一方で、核家族以外の親族世帯では減少しています。

核家族世帯の内訳をみると、出生数の減少や高齢化の進行に伴い、「夫婦のみの世帯」の割合が増加し、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合は減少しています。また、ひとり親世帯も年々増加しています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

■核家族世帯の内訳

単位：%

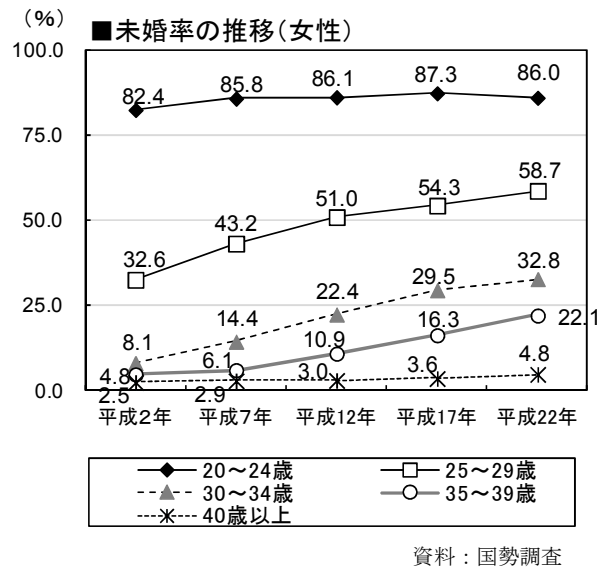
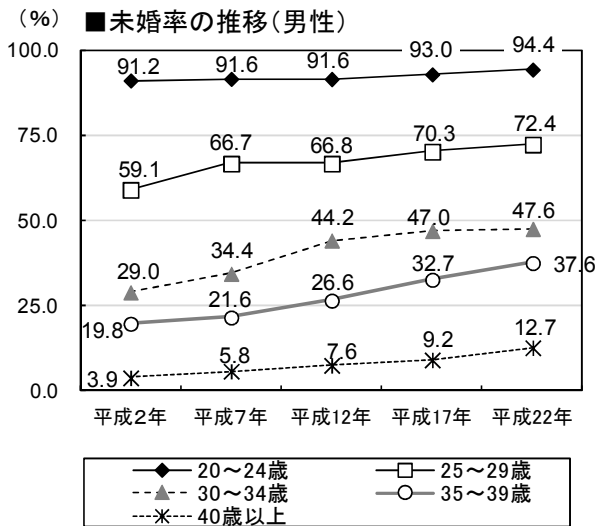
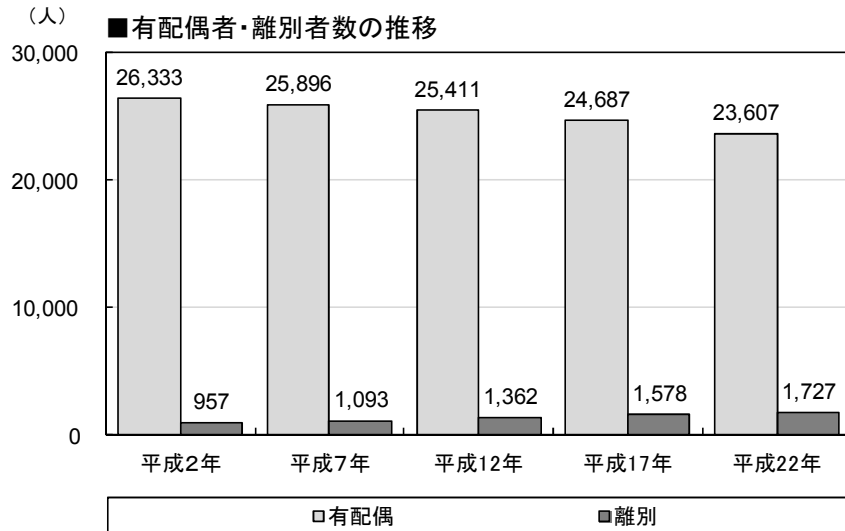
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
夫婦のみの世帯	25.0	28.9	31.9	34.0	34.0	
夫婦と子どもからなる世帯	62.4	57.5	53.5	50.4	49.1	
親ひとり世帯	男親と子どもからなる世帯	2.0	2.3	2.3	2.1	2.4
	女親と子どもからなる世帯	10.6	11.3	12.3	13.5	14.5

資料：国勢調査

(2) 婚姻の状況

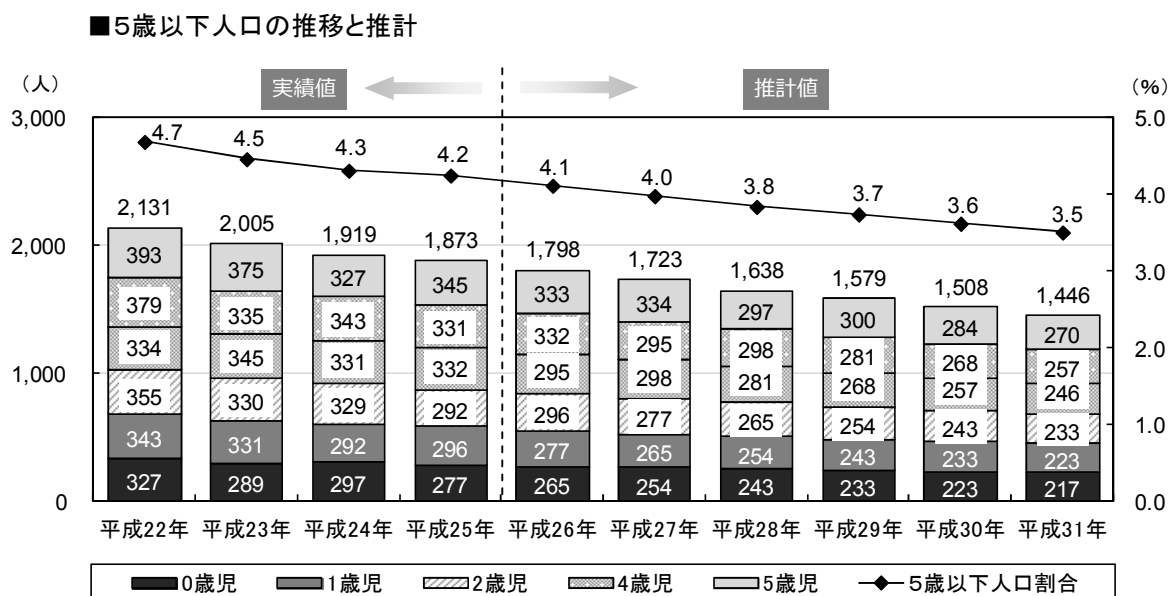
有配偶者、離別者数の推移をみると、「有配偶」の人数は減少傾向にあり、一方で、「離別」の件数は増加しています。

未婚率の推移の状況をみると、男女ともに未婚率はいずれの年代でも増加しており、男性では特に35～39歳、女性では特に25～29歳で増加割合が大きくなっています。



(3) 児童数・出生の状況

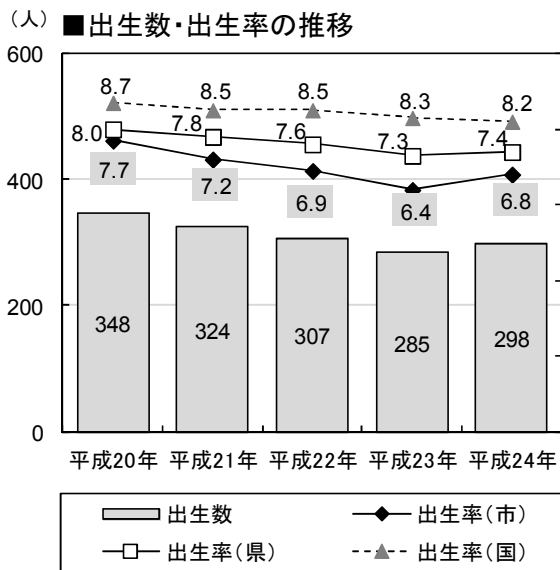
5歳以下人口の推移と推計をみると、平成22年から平成31年にかけて、約32.1%減少する見込みとなっています。



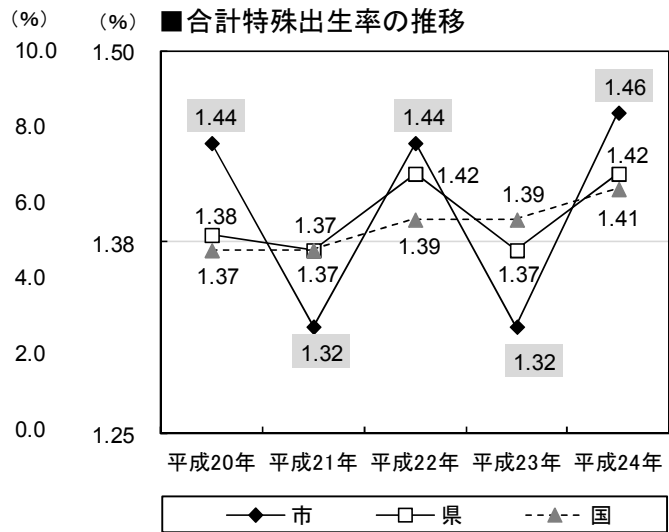
出生数・出生率の推移をみると、出生数は平成20年から平成23年にかけて減少しているものの、平成24年には増加し、298人となっています。出生率もそれに伴い、平成23年までは減少傾向しており、全体でみても国や県より低い値で推移しています。

合計特殊出生率の推移をみると、増減を繰り返しているものの、平成20年と比較して、平成24年には若干高い数値となっています。また、平成20年、平成22年、平成24年には国・県より高い値となっています。

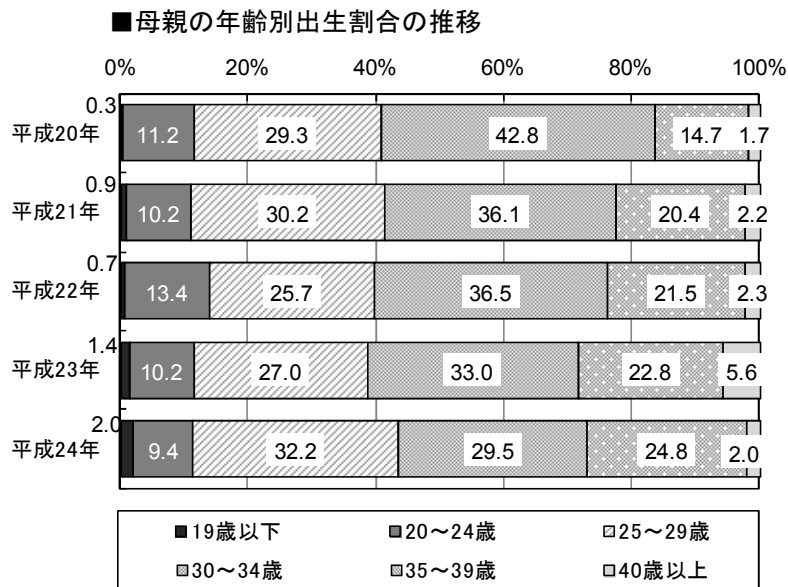
母親の年齢別出生割合の推移をみると、平成20年から平成24年にかけて、30歳代前半では減少しているものの、30歳代後半で増加がみられます。



資料：人口動態調査・健康センター



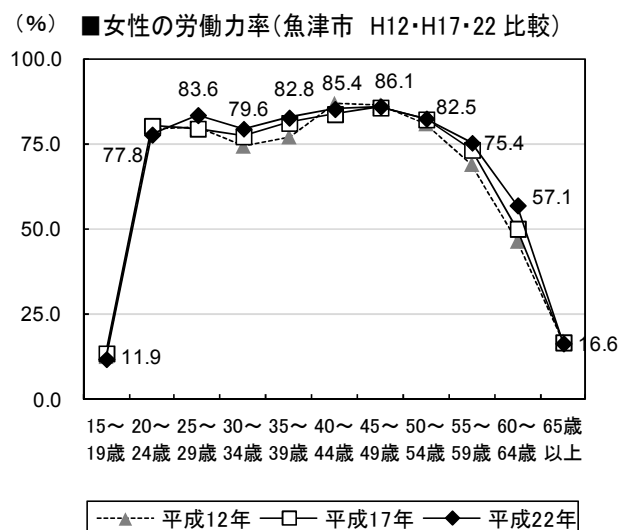
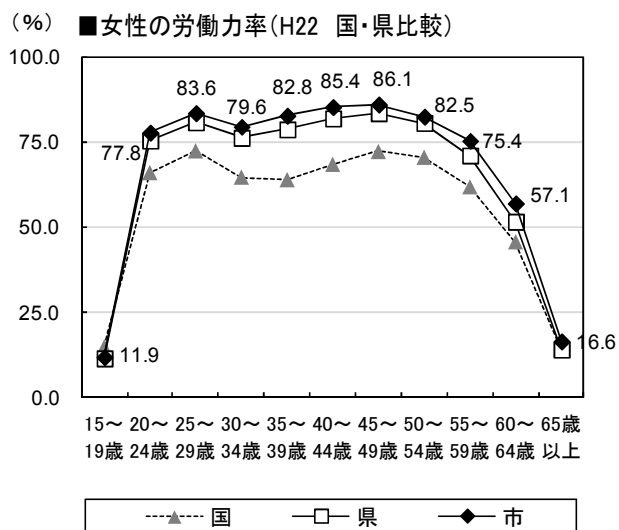
資料：人口動態調査・健康センター



資料：人口動態調査

(4) 女性の就労の状況

女性の労働力率をみると、20歳代後半から30歳代前半にかけて、出産や育児等のために仕事を中断する女性が多いことを示す「M字カーブ」を描いているものの、国・県と比較すると、県と同様、M字の谷の部分の浅くなっています。県と比較しても魚津市は特に女性の労働力率が高くなっています。一方で、女性の労働力率を平成12年・平成17年と比較すると、M字の谷の部分の若干あがってきているものの、大きな変化はみられません。



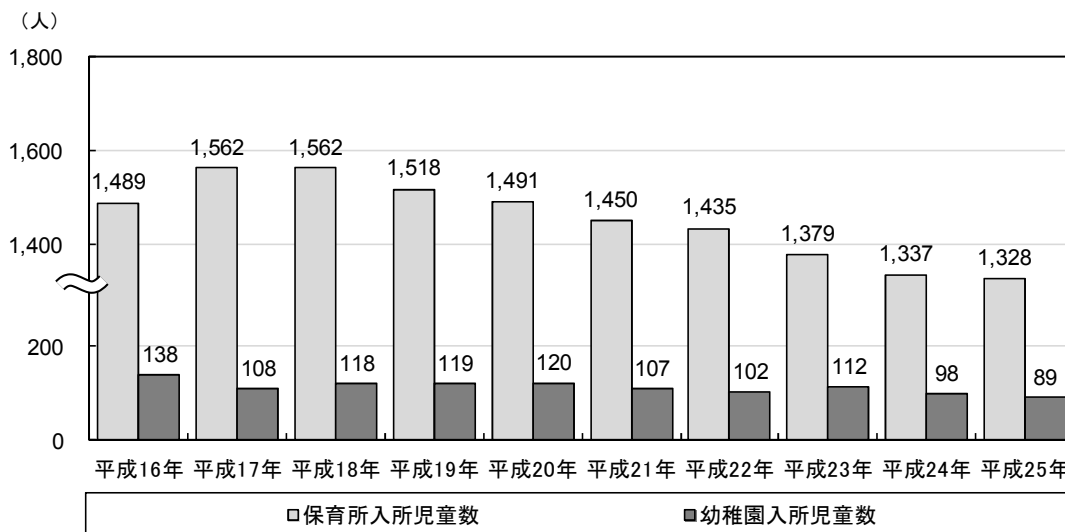
(5) 保育所、幼稚園の状況

保育所・幼稚園入所児童数の推移をみると、出生数の減少に伴い、保育所・幼稚園ともに入所児童数は減少しており、特に幼稚園で減少割合が大きくなっています。

保育所の状況をみると、公立保育所の民営化に伴い、公立保育所では大きく入所児童数が減少しているのに対し、私立保育所では横ばいとなっています。年齢別にみると、公立保育所では、0歳を除くすべての年齢で減少している一方で、0歳児数は増加しています。私立保育所では、特に3歳未満児の増加割合が大きくなっています。

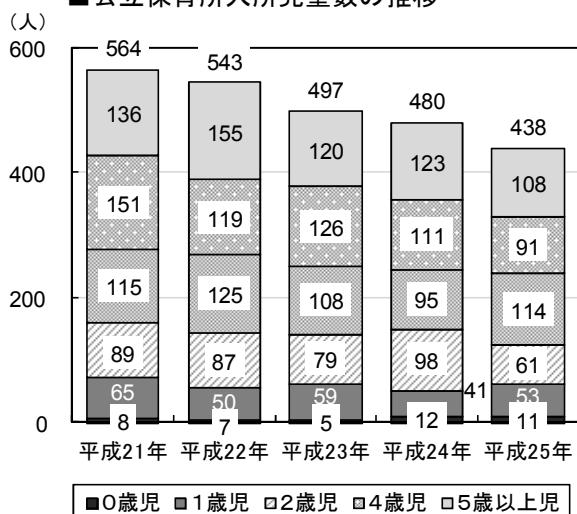
幼稚園の状況をみると、公立・私立ともに年によりばらつきはあるものの、全体として減少傾向となっています。

■ 保育所・幼稚園入所児童数の推移



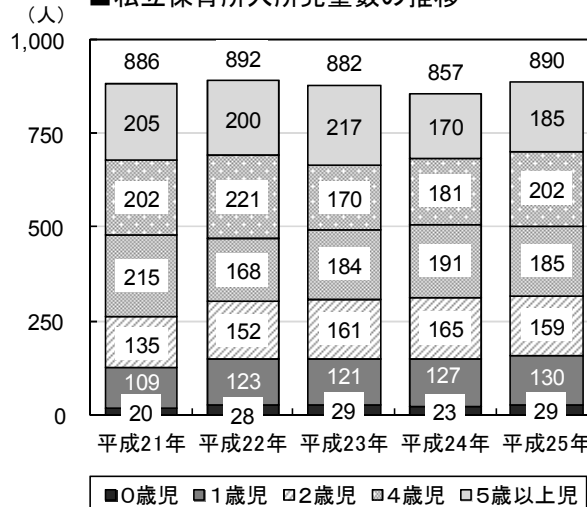
資料：こども課（保育所…各年4月1日 幼稚園…各年5月1日）

■ 公立保育所入所児童数の推移

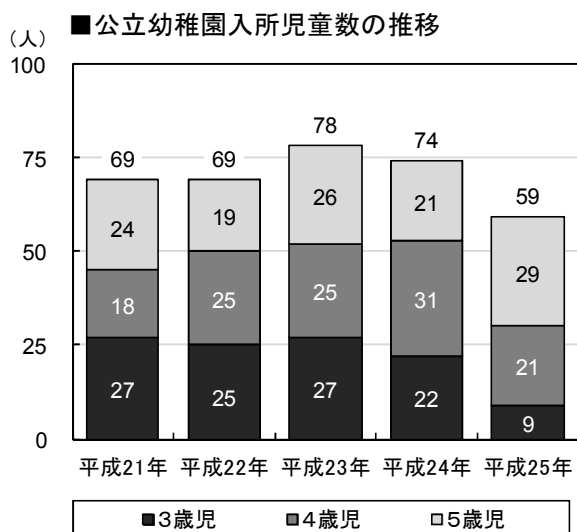


資料：こども課（各年4月1日）

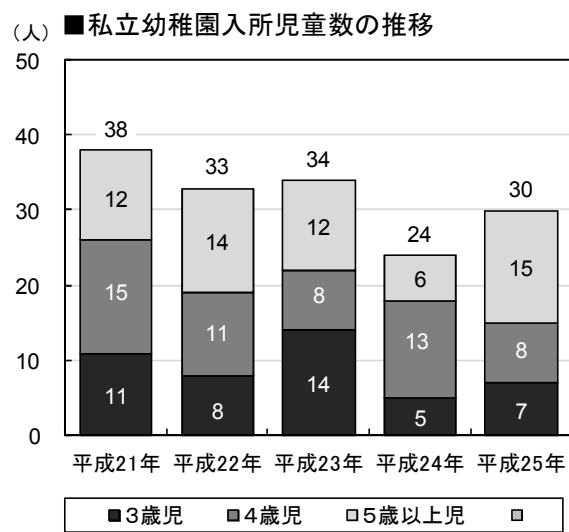
■ 私立保育所入所児童数の推移



資料：こども課（各年4月1日）



資料：こども課（各年5月1日）



資料：こども課（各年5月1日）

2 意識調査結果の概要

意識調査の結果を抜粋で掲載します。

3 魚津市次世代育成支援行動計画（後期）の評価

次世代育成支援行動計画（後期）の達成状況を掲載します。

4 現状・課題のまとめと今後の方向性

1～3の内容を踏まえ、現状・課題のまとめと今後の方向性を示します。

第3章 計画の基本理念と施策の展開



1 計画の基本理念

国では、「子育ての第一義的な責任は保護者にある」という考え方のもと、子育てを社会全体で支えていくための環境整備を進めていく方針を打ち出しています。

本市においても、少子化が進んでいるなか、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、保護者一人ひとりの希望が叶えられる社会を実現していくためには、「保護者のニーズに対応した子育て支援の充実による“少子化対策”」という視点、「子どもにとっての幸せを念頭に置いた“子育て環境の整備”」という視点の、両者の視点から子育て支援を充実していくことが大切です。

本計画の前身にあたる「魚津市次世代育成支援行動計画」の中では、「ともに育み ともに育つ 元気な“うおづっ子”」のスローガンのもと、家庭・地域・企業が一体となって子育ての総合的な取り組みを推進してきました。

この流れを継承しつつ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目的に、本計画の基本理念を掲げます。

魚津市次世代育成支援行動計画（後期）の基本理念や、魚津市の総合計画や関連計画、国の方向性などを踏まえ検討します。

2 計画の基本方針・施策目標

3 施策体系

第4章 施策の展開

※以下、国の資料を基にした参考資料です。

【必須記載項目】

1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項

国の考え方

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

2. 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期に関する事項

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

国の考え方

- ・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
- ・認定の区分(※)に加え、0歳、1－2歳、3－5歳の3区分で設定する。
 ※待機児童の中心である0－2歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定。
 ※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。（地方版子ども・子育て会議等における議論など）

■認定区分と提供施設

	認定区分	提供施設
1号	3－5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3－5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0－2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2)実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

国の考え方

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。
 ・教育・保育施設(※1)、地域型保育事業(※2)の別に設定。
 ※保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定。

(掲載イメージ)

	1年目			2年目			3年目		
	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の 必要性 あり
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)		80人	300人		150人	300人		150人
	地域型保育事業(※2)		20人	30人		50人			
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(1)地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

国の考え方

○各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に概要する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ① 利用者支援(新規)
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健診
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 一時預かり
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童クラブ
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)

(2)実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

国の考え方

- 市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策))を設定。
- 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

(掲載イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目	・・・
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)	・・・
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)	・・・
②-①	0	0	0	・・・
放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目	・・・
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)	・・・
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)	・・・
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0	・・・

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

国の考え方

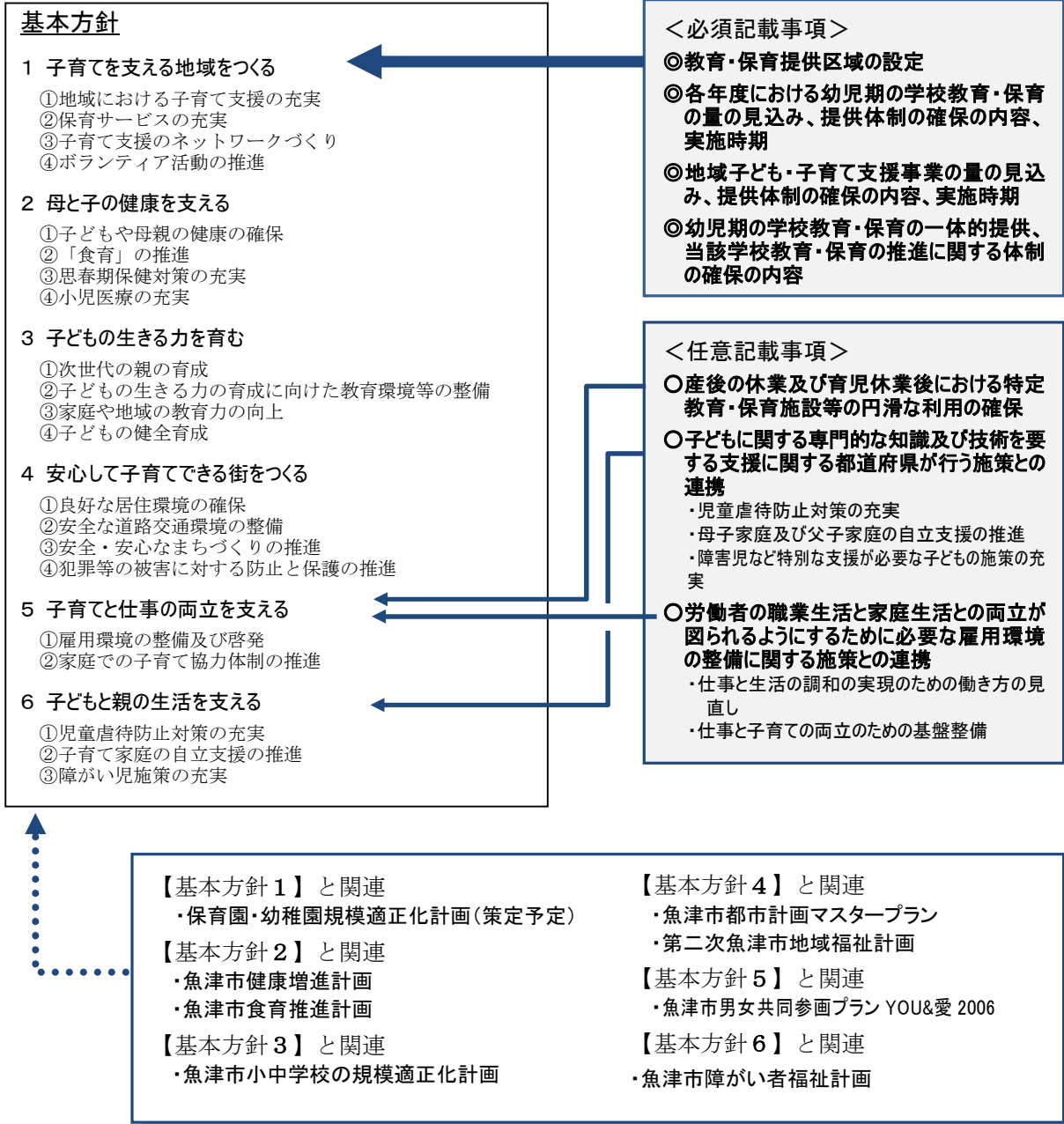
- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方(認定こども園を普及させる背景や必要性等)
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

【任意記載項目】

任意掲載項目については、「次世代育成支援魚津市行動計画後期計画」の流れを引き継ぎながら、市の関連計画と重複して掲載している部分については整理して掲載していきます。

魚津市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)

市町村子ども・子育て支援事業計画



第5章 成果指標の設定

計画の実効性を確保するため、客観的に進行管理を行うことができる目標数値を設定します。

第6章 幼稚園・保育園の規模適正化

地区ごとの施設の状況や、施設再編の方向性を示します。

第7章 推進体制

関係主体の役割を明記するとともに、推進体制図を示し、各主体の取り組みを記載します。

参考資料

- ・ 策定経過
- ・ 委員名簿
- ・ 子ども・子育て会議設置要綱
- ・ 用語解説 等